

第2次

黒部市地域福祉活動計画

社会福祉法人
黒部市社会福祉協議会

はじめに

今日、少子高齢化・核家族化が進み、地域社会のあり様も変化し家族や地域の支え合い機能が低下しています。また、それを補うため福祉分野では介護、障害、保育など多方面にわたり公的制度やサービスが整備されてきています。

しかし、公的制度やサービスだけでは、「孤立」や「孤独」といった地域福祉固有の課題への対応や困難な事例の解決にはつながらず、地域の住民が安心して暮らせる地域社会の構築はできません。そこには、地域の住民一人ひとりが地域社会に積極的に関わり、互いに支え合う地域社会が必要です。

第2次地域福祉活動計画は、「人々が互いに支え合い 心豊かに安心してくらせるまちづくり」を基本理念に掲げる行政の策定する地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会の役割と住民・地域、行政、専門機関（職）との連携・協働するための行動計画として位置づけ策定いたしました。

今回の策定では、地域住民・障がいのある方々・子育て世代の方々に参加していただいた座談会や中学生を対象としたアンケートから住民の「求め」を集めさせていただきました。

その「求め」を基に社会福祉協議会職員や高齢、障がい等の専門職で策定ワーキングを開催し、現在や将来にわたって住民や地域にとって「必要」な事業を考えていく過程（プロセス）をとり、地域を具体的に良くするための活動方針・重点目標、具体的な事業をつくり上げて行きました。

策定は終了しましたが、事業推進には住民・地域・行政・専門機関（職）等との「合意」によって連携・協働し進めていかなければならぬと考えております。

市民のだれもが安心して暮らせる地域社会の実現のため、事業推進にあたっては、市民の皆さまのより一層の積極的な参加・参画をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました黒部市地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、座談会に参加して頂いた住民や障がいのある方々や子育て世代の方々アンケートに協力を頂いた中学校長会や中学生の方々、策定ワーキングに参加して頂いた保健福祉に関わる専門職や行政などの皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会
会長 松井 敏昭

目 次

第1章 第2次地域福祉活動計画の意義

第1節 地域福祉活動計画の意味と位置づけ	1
第2節 地域福祉を取り巻く社会動向	2
第3節 第2次黒部市地域福祉計画（行政計画）との関連性	4
第4節 計画の期間	4

第2章 第2次地域福祉活動計画策定の経過

第1節 計画策定の体制	5
第2節 計画策定までの経過	5

第3章 黒部市の地域福祉の現状と課題

第1節 地域を取り巻く現状と課題	7
第2節 地域における現状と課題	11
第3節 福祉サービスを取り巻く現状と課題	12
第4節 第1次地域福祉活動計画の分析と評価	13

第4章 第2次地域福祉活動計画における事業展開

第1節 基本理念	20
第2節 活動方針・重点目標	20
第3節 黒部市地域福祉活動計画の体系図及び事業推進内容	21
1 黒部市地域福祉活動計画の体系図	23
2 事業推進内容	27
第4節 地域福祉活動計画の進行管理	48

第5章 地域福祉活動計画を推進する組織基盤の強化

第1節 黒部市社会福祉協議会の強化	49
第2節 共同募金会活動の強化	49

資料編

1 黒部市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	51
2 黒部市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	52
3 用語解説	53

第1章 第2次地域福祉活動計画の意義

第1節 地域福祉活動計画の意味と位置づけ

1 地域福祉活動計画の意味

住民の「孤立・孤独」や子どもの「育ち・安全」、「災害対応」といった課題は、公的な機関や制度だけでは解決できない課題が多くあり、地域や住民と行政などの公的機関等が協働して、生活や地域を「守っていく」、「つくっていく」仕組みが必要です。

地域福祉活動計画は、だれもが安心して生活できる地域をつくるために、住民の生活課題を、地域住民や関係機関、専門機関、専門職とともに、解決するための行動計画です。

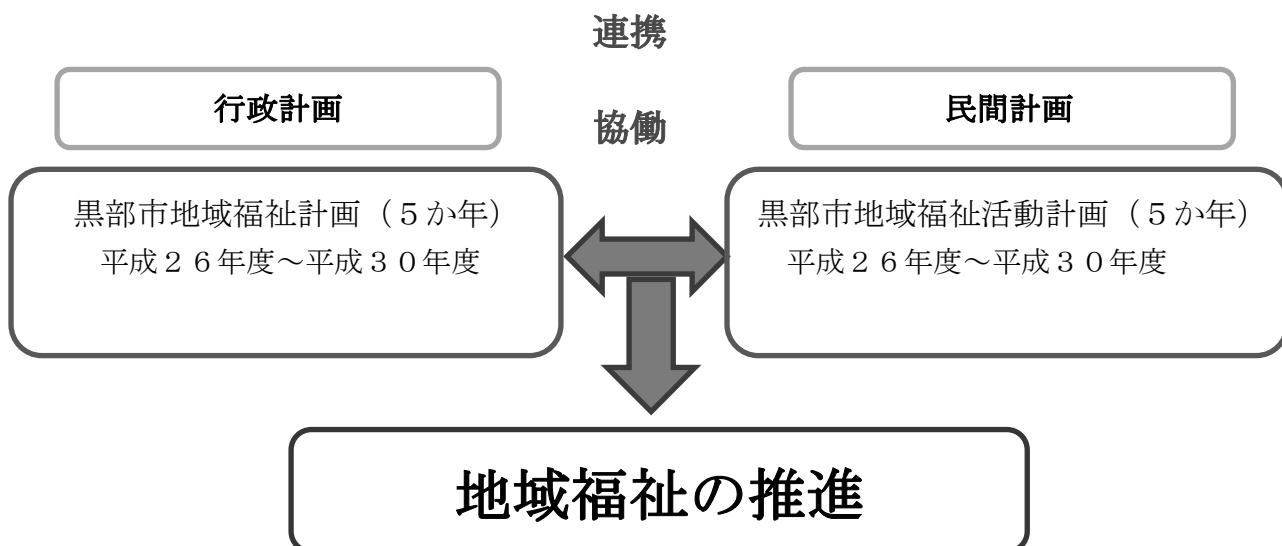
この計画は次の3つを実現することが大きな柱となります。

- (1) 住民や地域、行政、関係機関・専門職が、住民一人ひとりの生活課題や地域全体の課題を明らかにし、ともに課題を共有し、解決に向けた行動を住民や地域が主体となり、役割分担を図りながら解決に向けた行動を行える環境をつくること。
- (2) 住民や地域の課題に対する理解を活動や事業を通して進め、その活動に多くの住民が参加できる環境をつくること。
- (3) 住民や地域のさまざまな求めや必要なことを大切にして、「福祉のまちづくり」を実現すること。

2 地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法（第107条）で定められた行政計画である黒部市地域福祉計画を、より具体的な活動や事業として進めていく計画として位置づけしています。

黒部市社会福祉協議会がこの計画を策定するのは、社会福祉法（第109条）で地域福祉を推進することを目的とする福祉団体として位置づけられているためです。



第2節 地域福祉を取り巻く社会動向

1 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、市町村合併時（平成18年）には、旧黒部市の10地区と旧宇奈月町6地区と合わせ16地区に設置されています。住民の身近な地域で地域の特性を生かし、地域福祉を継続的に進めるための役割を担っています。

2 みまもり体制・困難ケースへの対応

黒部市では、要みまもり世帯（者）を対象に近隣住民や民生委員児童委員等がみまもる「みまもり員制度」、老人クラブ・ボランティア等の地域の諸団体、警察・消防、電気・ガス・水道等の事業者や郵便、新聞、牛乳等の配達員が見守る「見守りネットワーク事業」があります。

また、地域のつながりや支え合いを視点として、認知症や心身に障害のある方等など健康や日常生活に不安のある世帯（者）を対象に近隣住民と専門職の連携による支援やシルバー談話室などの地域ふれあい事業をおこなう「ふれあいコミュニティ・ケアネット21活動事業（通称：ケアネット活動事業）」があります。

こういった活動からは、住民やひとつの専門機関（職）では介入すら難しい複合した課題を含む困難なケースが出てきます。このようなケースに対しては、住民や多職種が連携し支援するための「地域ケア会議」を開催するなど、安心して生活できる地域環境の実現に向けた取り組みをしています。

3 介護保険分野

地域包括支援センターは、平成18年に実施された改正介護保険制度において創設され、本市では1か所設置されています。介護保険の対象にならない高齢者を対象とした介護予防や要支援者のケアマネジメント、虐待防止や早期発見のためのネットワークの構築、成年後見制度の周知・利用支援、介護支援専門員への支援など地域の関係者との連携を進めています。

4 児童分野

核家族化の進行にともない、子育て世代では身近に相談できる人がいなく、子育てに対し不安感や負担感が高まっています。

このような不安感や負担感を軽減するために、ファミリーサポート事業が実施されています。この事業では、子育て家庭が安心して働ける、自分の時間を持つことができる、保護者同士の仲間づくりができるなどの子育て環境づくりが進められています。

5 障害分野

障がいのある方が、地域で日常生活または社会生活を営むことができるように支援するため、平成18年から地域生活支援と自立支援給付を柱とする障害者自立支援法が施行され、平成25年からは日常生活及び社会生活を総合的に支援するため障害者総合支援法が施行がされていますが、地域全体で住民一人ひとりが、障がいや障がいのある方の地域生活を積極的に理解し包摂していくことが今後ますます求められています。

6 生活困窮者対策

非正規労働者の増加、世帯構造・産業構造の変化により家族や地域社会とのつながりが希薄化し、失業等によって所得や住居、健康を失うことが多くなってきています。

これらの影響により貧困、格差が拡大し固定化する傾向が強くなっています。

セーフティネットとして生活保護制度、生活福祉資金貸付制度、母子寡婦福祉資金貸付金等の制度が実施されていますが、平成27年からは生活困窮者自立支援法が施行され生活保護に至る前の段階で、生活相談、就労、住居等について伴走型の自立支援の強化が図られます。



第3節 第2次黒部市地域福祉計画（行政計画）との関連性

第2次黒部市地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童、生活困窮、健康といった福祉分野別、対象別に対する福祉サービスだけでは十分に対応できない課題について、住民・地域福祉団体・福祉施設関係者などが相互に連携し支援していく方向性を行政として示すものです。

黒部市地域福祉活動計画は、黒部市地域福祉計画と基本理念を共通のものとし、整合性を取りながら具体的な活動や事業によって取り組みを進めるための活動計画としていきます。

また、その取り組みから得られた住民、地域の求めやサービスの必要性について黒部市への提案に努め、柔軟に事業を進めています。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年とします。

この期間は、行政計画である黒部市地域福祉計画の計画期間と同一期間とします。

なお、住民の求めや課題に対する必要なことや法改正・制度改正に対応して、必要な見直しを隨時行います。

第2章 第2次地域福祉活動計画策定の経過

第1節 計画策定の体制

1 黒部市地域福祉活動計画策定委員会

委員数 12名

構成：自治振興会連絡協議会、青年会議所、老人クラブ、ボランティア部会協議会
NPO法人（まちづくり）、社会福祉法人（障害福祉）、くろべ女性団体連絡
協議会、社会福祉法人（児童）、中学校長会、行政、民生委員児童委員協議会
社会福祉協議会（理事）

2 ワーキングチーム

メンバー数 26名

構成：社会福祉協議会職員 20名、地域包括支援センター（保健師）、居宅介護支援
事業所（介護支援専門員 2名）、相談支援事業所（精神保健福祉士）、特定相談
支援事業所（知的障害生活支援員）、市民病院地域連携室職員（看護師）

第2節 計画策定までの経過

1 住民座談会等の開催（平成25年3月～11月）

開催状況：①公民館 16 地区（参加者数 569名）

- ②黒部子育て支援センター（参加者数 15名）
- ③東部児童センター（参加者数 10名）
- ④中央児童センター（参加者数 10名）
- ⑤せせらぎハウス黒部（参加者数 10名）
- ⑥視覚障害者団体（参加者数 10名）

2 地域生活に関するアンケート（平成25年6月）

調査状況：市内の中学2年生全員（374名）を対象に実施

3 市長、教育長、社会福祉協議会長との鼎談（平成25年12月）

4 地域福祉活動計画策定委員会の開催

第1回 平成26年1月21日 活動計画の策定について

第2回 平成26年2月21日 理念、基本方針、事業体系について

第3回 平成26年3月31日 活動計画（案）について

5 ワーキングチーム

第1回 平成25年12月18日

黒部市社会福祉協議会の「長所」、「課題」の整理

第2回 平成26年1月20日

黒部市社会福祉協議会の「理想像」、「できること」の整理

第3回 平成26年2月3日

地域福祉活動計画の「活動方針（案）」の作成

第4回 平成26年3月10日

既存事業の現状と課題の整理



第3章 黒部市の地域福祉の現状と課題

第1節 地域を取り巻く現状と課題

1 高齢化と少子化の状況

高齢化率は、平成23年で26.6%と県内15市町村の中では高い方から9位となっています。地区別にみると40%を超える地区もあり、今後、団塊世代層の高齢化とともに急速に高齢化が進むものと考えられます。

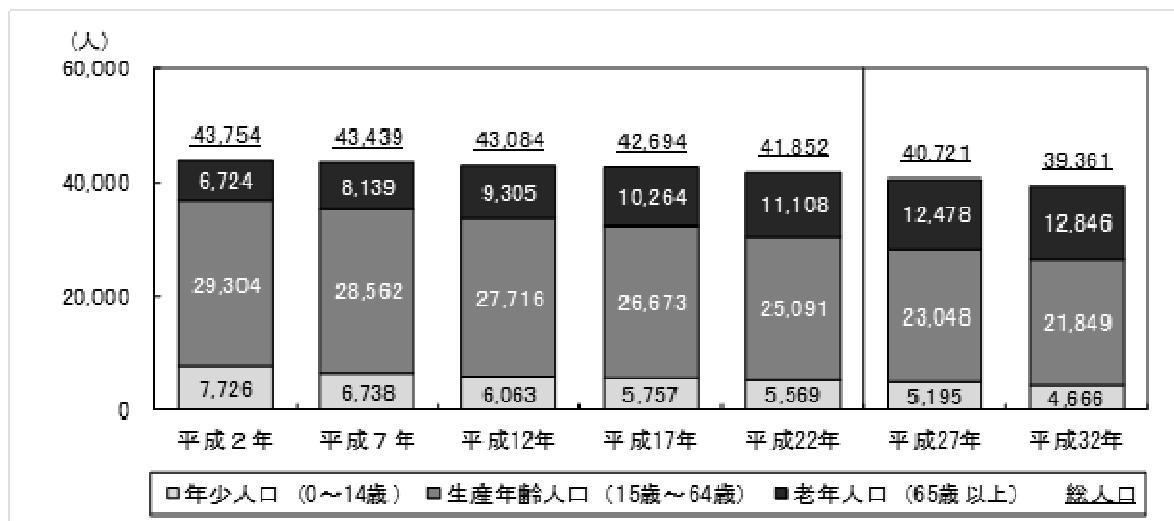
出生数においては、今後も低位で推移するものと考えられ、人口においても、徐々に減少が続く見込みです。

同一地区内であっても、高齢者が多い地域と子育て世代が多い地域があるなど生活課題が異なっていることが考えられます。

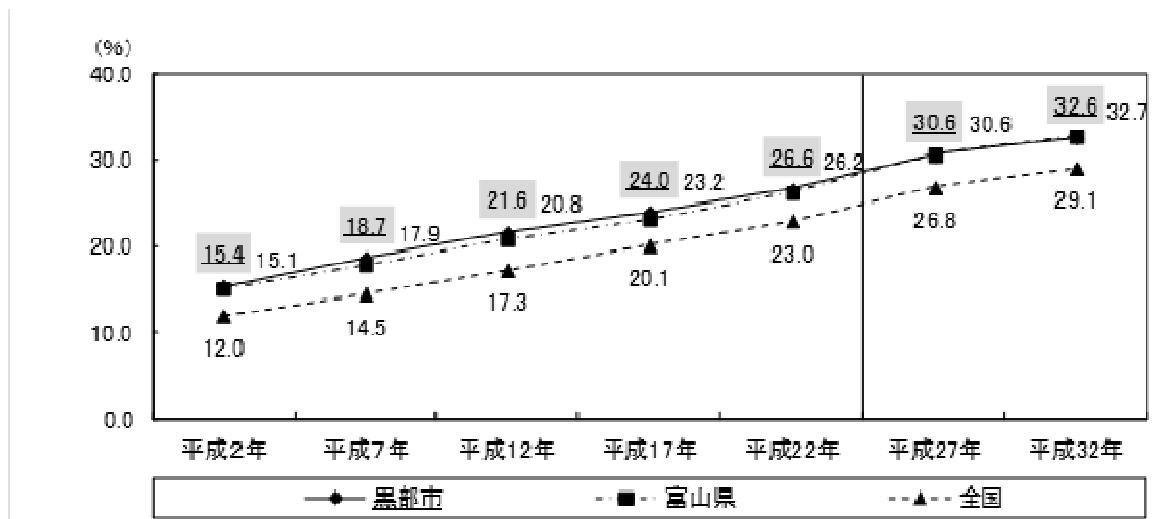
【課題】

・地域ごとの生活課題に対応した活動づくり

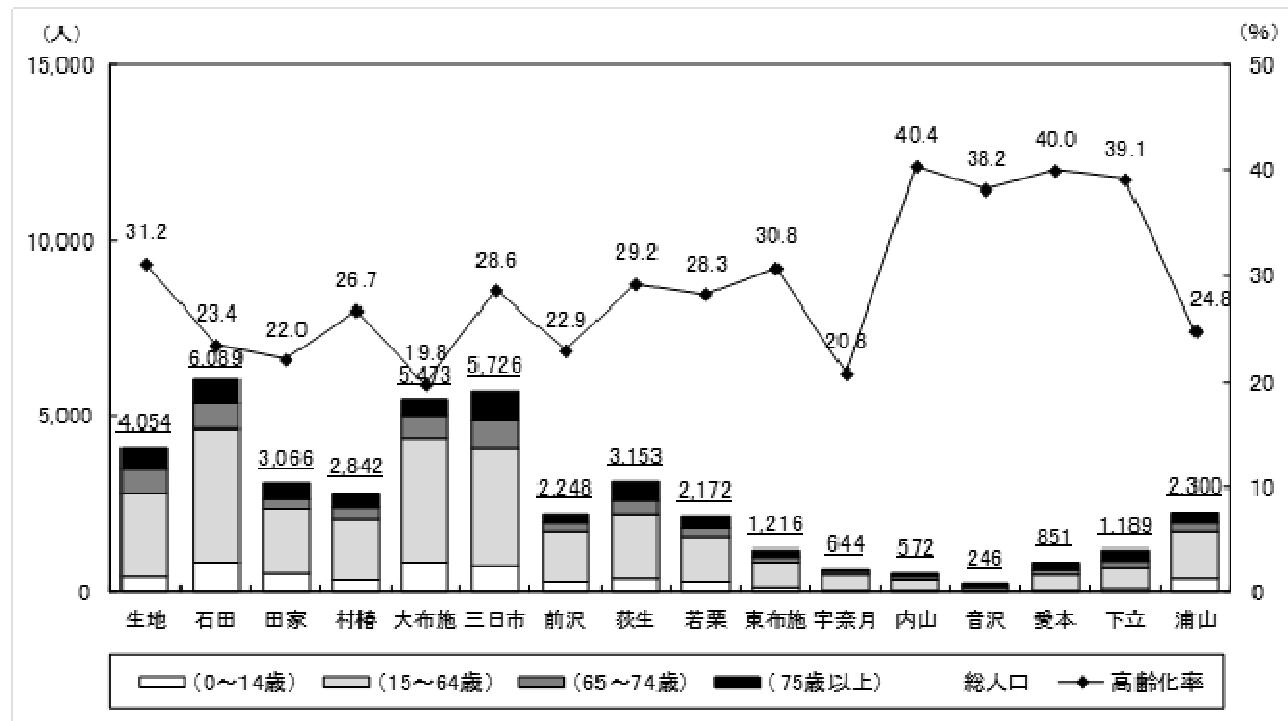
★人口の推移と推計（平成24年3月末現在）



★高齢化率の推移と推計（平成24年3月末現在）



★年齢別地区別人口（国勢調査）



2 人口減少と世帯数の増加（世帯員数の減少）の状況

人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人数は平成25年で2.8人と核家族化、単身化が進んでいます。

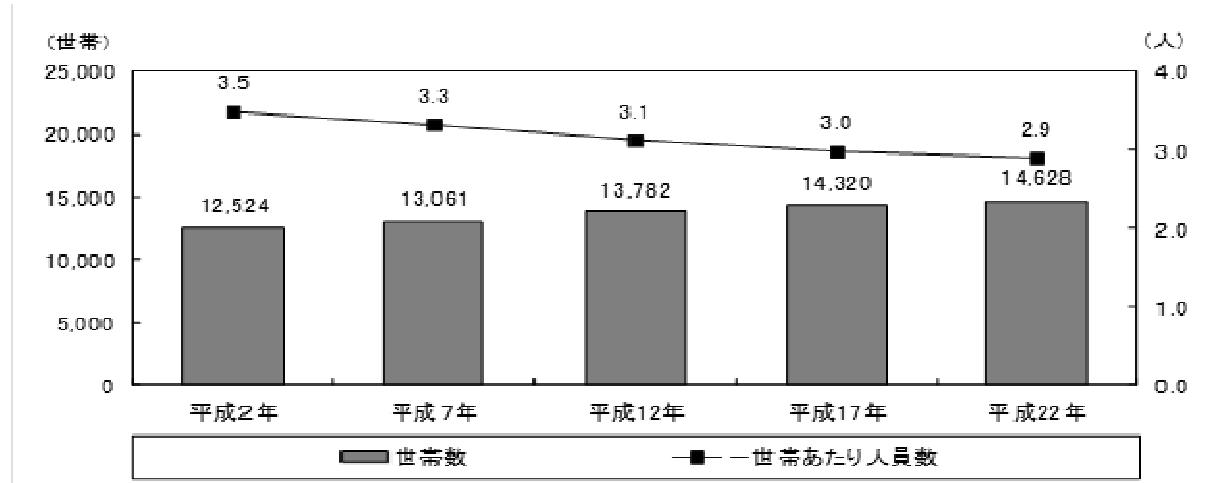
家族の支え合い機能がますます低下し、福祉サービスに対する求めや要望が増え、地区ごとに多様化してくると考えられます。

また、外国の方の生活課題や求めを聞くことや情報提供を考えていく必要があります。

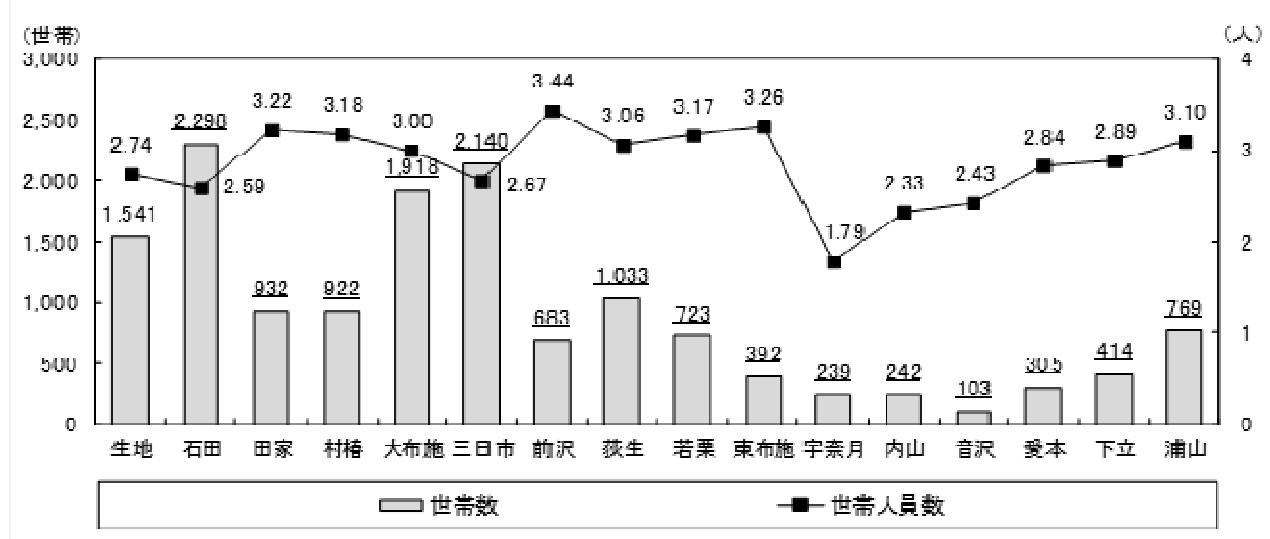
【課題】

・新しいつながりの構築

★世帯数と世帯人員数の推移（平成24年3月末現在）



★地区別世帯数・世帯人員数（黒部市の統計）



★外国人の状況（平成24年3月末現在）

	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	米国	その他
人口（人）	119	56	38	22	12	32
世帯数（世帯）	66	20	23	12	7	13

3 障がいのある方の状況

障がいのある方（手帳保持者）は、24年度末で2,080人で、市の総人口の約4.9%にあたります。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数には大きな増減はありませんが、今後、高齢化や社会情勢、労働環境の変化により増加する可能性があると思われます。また、障がい者の地域移行に伴い、障がい者関連の法整備や制度の充実によりサービスの利用は徐々に増加していくと考えられますが、障がいに対する無知や無関心、偏見や差別など意識の中に大きな壁（心のバリア）がまだまだあるといえます。地域の一員として共に地域で生活していくという意識を醸成するためには、障がいの理解や障がいのある方が地域で生活する上での課題について住民・地域が理解を深めていく必要があります。

【課題】

- ・障がいの理解促進
- ・障がいのある方の地域生活支援体制づくり

★障害者・精神障害者福祉手帳保持者の推移（各年度末）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
身体障害者（児）	1,672人	1,692人	1,682人	1,699人
知的障害者（児）	228人	242人	246人	249人
精神障害者	105人	113人	126人	132人
総数	2,005人	2,047人	2,054人	2,080人

4 生活困窮者（低所得等）の状況

貧困や低所得の問題の多くは、疾病や事故、失業などを起因とした生活困窮があります。さらに債務（借金）や家族の崩壊といった重複した深刻な問題を抱えていることが少なくありません。また、生活困窮者自身においても、社会的な孤立、生活リズムの崩れ、判断能力の不十分さ、自己肯定感が乏しい、コミュニケーションがうまくとれないなどの課題があります。

そのため、生活保護制度や低所得者向けの資金貸付といった金銭的な支援のみだけではなく、「住宅確保」、「就労支援」、「家計相談支援」、生活困窮家庭の子どもへの「学習支援」など地域社会と関係機関の連携による伴走型の自立支援が必要になってきています。

【課題】

・生活困窮の理解と自立支援体制の構築

★生活保護世帯数の推移（各年度末）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
生活保護世帯数	62 世帯	76 世帯	68 世帯	73 世帯

第2節 地域における現状と課題

1 地区社会福祉協議会

黒部市では、16地区に地区社会福祉協議会がありますが、活動に対する取り組みについては温度差があります。

だれもが安心して暮らすことができる地域を構築するためには、地域の住民が、地域の課題や問題、求めやこれから必要なことなどを自ら把握し、共有することが重要になります。住民が主体となり自治意識をもって行政、関係機関、専門職と連携し課題や問題の解決に向けた活動が必要です。

【課題】

- ・地域課題の把握と、解決に向けた住民の主体形成**

2 担い手と研修

多くの地区では、世話役が固定化、高齢化するなど活動を継続するためのリーダー等の人材や活動を行う担い手の確保が課題となってきています。地区社会福祉協議会の人材確保と養成のための事業の提案や研修会の実施などの継続的な支援が必要です。

【課題】

- ・地域リーダーや担い手の人材確保と養成**

3 参加と福祉意識の向上

福祉への関心は高いと言えますが、自らが参加・参画し、協働して、順序づけて取り組む意識については低いと言えます。これから迎える少子高齢・人口減少社会では市民自身が地域福祉活動等へ参加・参画することが必要です。市民の福祉意識の向上を図るため、地域福祉に係る啓発や福祉教育の充実に取り組むことが必要になってきます。

【課題】

- ・福祉教育を視点とした市民意識の醸成**

4 社会福祉法人・団体、NPO法人の参画と協働

社会福祉法人、福祉団体、NPO法人等、福祉や福祉以外の団体・事業者や企業においても、地域社会の形成のため地域福祉活動を通じ参画・協働が必要になってきます。

【課題】

- ・多様な福祉関係団体や企業の参画・協働の促進**

第3節 福祉サービスを取り巻く現状と課題

1 相談窓口

黒部市、黒部市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、また高齢者、障がい者、児童・保育関係等の社会福祉法人・NPO等では、市民の多様な悩みや福祉的求めに応えるため相談体制がとられています。市民本位の相談体制を構築するためには市民が利用しやすい相談体制づくりが求められ、解決に向けた支援体制が必要です。

各相談窓口が相互の機能を理解し連携するとともに、自らの課題に気づいていない方や相談に来られない方へのアウトリーチ（手を伸ばす・出向く）が必要になってきています。

【課題】

- ・市民本位の相談体制の構築**
- ・相談窓口の相互の機能理解と連携**

2 専門機関（職）の連携

今後、ますます多様化する市民の福祉的求めや必要性への対応を行うためには、専門機関（職）の連携のとれた地域的な受け皿が必要になってきます。

また、専門機関（職）が支援を行うためには、自らの専門性を核として住民、行政自治会、地区社会福祉協議会等の自治類似団体、民生委員児童委員、高齢者、障がい者、児童・保育関係等の社会福祉法人・NPO等や学校等の教育機関、司法関係、企業との連携が必要不可欠となってきます。

専門機関（職）は、市民の生活を支える視点に立ち、必要な福祉制度・サービスの調整や組み合わせを行うとともに、多職種との連携を役割分担しながら支援することが重要になってきます。

【課題】

- ・地域と多職種の専門機関（職）との連携**
- ・生活を支える支援体制の構築**

第4節 第1次地域福祉活動計画の分析と評価

●第1次黒部市地域福祉活動計画の分析・評価

重 点 施 策	第1次計画実施事業 (事業の概要)	事業の目標	事業の進捗状況	課題・問題点
1 地 域 福 祉 の 推 進	(1) 地域福祉推進事業	安心して地域で暮らせるための住民主体による福祉活動を推進する。	住民座談会を全地区で実施し、地域の課題の共有を図り、ニーズの把握を実施したが具体的な活動にはつながっていない地区が多い。	地域に温度差がある。 また、認知症や障がい者に関する課題やニーズについては関心が薄くなっている。
	(2) みまもり体制事業・ネットワークの充実	要みまもり者に対して、民生委員がみまもり員を依頼し、安否確認を行う。	主に民生委員が対象者の把握に努めている。 ケアネット活動事業につなげるための位置づけにある。	みまもり員の確保が難しくなっている。 要みまもり者の情報が共有化できていない。 民生委員の負担になっている。
	(3) 介護予防事業	介護予防の大切さを周知するとともに、地域ぐるみで介護予防に対する意識を高め、高齢者の健康増進を行う	地区の選択事業として16地区で実施している。	地域によって取り組みの意識がある。 事業に参加する方が固定化している。
	(4) ボランティアセンター	ボランティア活動に関する理解を深めるための活動拠点であり、ボランティアの育成、支援及び必要な連絡調整を行う。	ボランティアセンター運営委員会の開催。	ボランティアの現状の評価・分析ができておらず、センターのビジョンが明確になっていない。 住民に対し、情報発信ができていない。

	(5) ボランティア団体	グループ・団体相互の交流、情報交換等を通じ、連携と活動の活性化を図る。	年2回の連絡会、毎月、地区ボランティア部会長との連絡会を開催している。 イベント協力を通じて交流を図っている。	ボランティア団体の活動を地域につなげていく体制・機能づくりが必要である。
	(6) 福祉教育・ボランティア活動の推進	体験活動を通じて社会福祉への理解と関心を高めることにより、日常生活の中に相互扶助の思想の浸透を図る。 学校教育における福祉教育を図る。	市内、全ての小・中・高・特別支援学校を推進校として指定している。学校からの依頼により福祉体験講座を開催している。	福祉教育関係者が集まり情報交換を図り、情報共有を通して連携を行う場づくりが難しい。 学校のボランティア担当者によって福祉教育・ボランティア活動に対する意識に違いがみられる。
	(7)ボランティアフェスティバル・ふれあいまつり	多くのボランティア団体や福祉団体と市民がつながりを持つためイベントを通じて交流を深め、理解を深めることで活動への興味や関心、意識を高める。	市民とボランティア団体が参加し交流を深めているが、市民の参加者が少ない。	ボランティア団体のニーズ（団体のPR、市民とのつながり）に対応できていない。 事業目的に対する評価ができていない。
	(8) 黒部市社会福祉大会	社会福祉に対する市民参加の促進と社会福祉の向上を図る。	大会決議、表彰アトラクションを実施している。	地区社協や福祉団体への参加が多く広く市民の参加が少ない。 これからの地域福祉の方向性が明確に伝わる内容にする必要がある。

2 福 祉 サ ー ビ ス の 充 実	(1) 社会福祉会館	福祉の拠点施設の整備を行う。	市総合計画（平成30年度策定）に合せ協議している。	財源の確保及び福祉センターの改修等との調整が必要である。
	(2) 居宅介護支援事業・訪問介護事業	要介護者が自立した日常生活を地域社会で暮らせるようサービス調整を行うとともに、身体介護・生活援助を行う。	サービス提供の時間帯が午前8時前後、午後5時前後に集中している。無休でサービスを提供している。	朝、夕方、夜間に依頼が集中しており、人員が不足している。 ヘルパーの資質向上が必要である。
	(3) 日常生活用具貸出事業・送迎サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具貸出事業 身体に障がいのある方や寝たきり状態にある者等に介護用具を貸し出し在宅生活を支援する。 ・送迎サービス（ぽっぽサービス） 公共交通機関の利用が困難な車椅子利用の自立生活の実現を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具貸出事業 ベット、車いす、歩行補助器等を無料又は実費で貸し出している。 ・送迎サービス（ぽっぽサービス） 利用者は3名、年間50回の利用である。 年会費12千円となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具貸出事業 介護保険が利用できない方からの要望は多いが、長期貸出等により在庫が不足しており、需要に対し対応できていない。また、老朽化により補修等の経費負担が増えている。 ・送迎サービス（ぽっぽサービス） 入院、死亡等により利用者の減少が続き、運営スタッフも不足している。民間のタクシー会社において、車両やスタッフがヘルパー講習を受講しているなどの環境が整ってきており移行も視野に入れる必要がある。

	(4) 広報紙・ホームページ、災害マニュアル	<p>・広報紙 住民の地域福祉への関心と自発的活動を促す情報を提供する。</p> <p>・ホームページ 広く社会福祉協議会の事業を周知するため開設している。</p> <p>・災害マニュアル 災害に備え、準備しておくことや注意すべきことを紹介する。</p>	<p>・広報紙 年12回、市報折込により配布 15000部/回</p> <p>・ホームページ 行事等について は、定期的におこなうとともに、調査資料等の掲載もおこなっている。</p> <p>・災害マニュアル 年1回小冊子としてまとめ広報紙とあわせ全戸配布している。</p>	<p>・広報紙 情報に偏りがみられ、アパートや寮など配布されない世帯がある。</p> <p>・ホームページ アクセス数を増やす必要があり、情報発信の頻度を高めるなどの対応が必要である。</p> <p>・災害マニュアル アパートや寮、外国人世帯には配布されていない。</p>
	(5) 総合相談事業	市民の身近な相談窓口として幅広く相談にのり、必要に応じて専門職や専門の相談窓口を紹介する。	心配ごと相談は、月2回、2会場で実施、無料法律相談は月1回実施。	気軽に相談できる環境となっていない。また、交通手段が無いため来所できない方がいる。
	(6) 黒部市福祉センター	住民の健康保持、福祉団体、ボランティア団体等の活動の場を提供する。	入浴や休養で活用されるとともに、演芸等を行うボランティア団体の発表の場となっている。	マイクロバスで各地区を巡回しているが利用者の固定化、現象化がみられる。建物の老朽化もあり利用者の減につながっている。
	(7) 子育て支援事業	ホームヘルパーが、外出時の育児、家事援助を行う。	現在、介護保険事業の上乗せサービスとして運用しており積極的にPRしていない。 特に必要なケースに対応している。	保育関連事業の充実によってニーズは少なくなっている。ホームヘルパーの担い手が不足している。

重点施策	第1次計画実施事業 (事業の概要)	事業の目標	事業の進捗状況	課題・問題点
3地域福祉を支える団体の活動強化	(1) 地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会の福祉活動を支援し、円滑な事業展開を図る。	全地区で組織化され事業費を助成している。	地区により活動に温度差がある。また、自治組織との関係に違いがあり地域ぐるみの活動となっていない場合が多い。
	(2) 福祉団体	対象、分野によってそれぞれの目的のため活動をしており、市社会福祉協議会では、活動費の助成をするとともに、8団体の事務局を担っている。	会員減少により活動が低下してきている団体がある反面、事務量が増大しきてきている団体がある。	8団体の支援について、自立及び関わり方について検討が必要であり、受託について契約を取り交わす必要がある。
	(3) 黒部市民生委員児童委員協議会	11地区の単位民児協の連合体として、地域福祉の推進を図る。	各地区において住民の立場にたって相談援助を行うとともに、市全域に関わる事業への参画を行っている。	民生委員児童委員に対する期待が高まる中、他機関(専門職)等との連携が必要となっている。
	(4) 黒部市共同募金委員会	民間資金として、民間の福祉活動や先駆的活動に対し助成を行うとともに寄付文化を醸成する。	個別、学校、職域、企業、イベント募金を実施している。また、受配団体による募金者にたいする「ありがとう運動」を実施するなど募金の使途を募金者に理解してもらう活動を行っている。	「あったか雪募金」にみられるように使途の明確化が求められている。今後も使途の明確化とその実績のPRを進める必要がある。

重点施策	第1次計画実施事業 (事業の概要)	事業の目標	事業の進捗状況	課題・問題点
4社会福祉協議会の基盤強化	(1)保健・医療・福祉のネットワーク	保健・医療・福祉関係者がネットワークを結ぶことで、より充実した地域福祉活動を推進する。	試験的に、困難事例を取り扱う生活を視点にしたケア会議を開催している。	領域によって着目する視点の相違がみられる。医師等の参加が無く、今後、参加を呼び掛けていく必要がある。
	(2)黒部市(行政)との連携	地域福祉の向上のため事業・活動において常に連携する。	黒部市から市社協への補助・委託事業の量は変化していないが、金額的には減額傾向が続いている。	今後、事業の振り返りや整理、役割の終えた事業についての協議が必要である。
	(3)財源確保と財政基盤の強化	社協事業の安定的な経営と事業の継続・標準化を担保するとともに、先駆的な事業に取り組む。	世帯会費のみでは運営費、維持管理費に対応できない状況にある。核家族化が進み世帯は増加しているが、アパートの増加等により会費収入は伸び悩んでいる。財源の多くは行政補助・委託金が大部分を占めている。	世帯会員以外にも賛助会費や企業や法人会費等の開拓を社協事業の理解と併せて取り組む必要がある。行政補助・委託については、事業の内容や金額についての検討を行う必要がある。
	(4)人材の確保と福祉人材資質の向上	適正な事業展開を図るため、人員の確保と資質の向上を図る。	職員については、資格取得を勧めており、専門職としての向上に努めている。ホームヘルプ事業は年中無休で対応しているが退職者の補充に苦慮している。	ホームヘルプ事業については、今後とも人員の確保に努めるとともに、外部・内部研修の受講をすすめ、キャリアパスについて検討を行う必要がある。

	(5) 組織	<p>地域福祉を継続的に進めるため、各地区、分野から選出された役員（理事・監事・評議員）組織と事務局組織を設置し、計画的に事業を進行するため経営・協議を行う。</p>	<p>役員については、合併後、合理化により減員され選出方法についても変更が加えられた。</p> <p>事務局は、本所、宇奈月支所の2か所であり事務職員が配置されている。</p>	<p>役員組織の機能を高めるとともに事業や経営に対する意識改革を図る必要がある。事務局組織においては、事業や事務の効率的な執行を期すため、常に組織体制を見直し、適正な職員配置を行うとともに、計画的な職員研修など職員一人ひとりの能力向上に取り組む必要があります。</p>
--	--------	---	--	--

●第1次策定後の新規事業

事業の概要	事業の目標	事業の進捗状況	課題・問題点
日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方（認知症、知的障がい、精神疾患等）に対し、契約により日常的な金銭管理や証書等の管理をおこない、福祉サービスの利用に関する情報提供を行う。	判断能力が不十分な方の地域生活を支え、権利擁護の仕組みづくりを行う。	平成24年度までは魚津市社協が基幹的社協として事業を行ってきたが、25年度からは黒部市社協が事業の実施主体となり事業を行っている。	潜在化しているニーズの発掘を行うため行政機関、専門職等から利用対象者をつないでもらう必要がある。また、認知症高齢者や障がい者の地域移行により、今後、利用者の増加に備え職員等の配置を考える必要がある。

第4章 第2次地域福祉活動計画における事業展開

第1節 基本理念

「人々が互いに支え合い 心豊かに安心してくらせるまちづくり」

この基本理念は、第1次黒部市総合計画の基本目標の一つであり、黒部市地域福祉計画の基本目標でもあります。行政計画と民間計画の連携・協働し活動を進めるため第2次地域福祉活動計画の基本理念として位置づけしました。

基本理念の趣旨は、市民一人ひとりが地域社会に積極的に関わり、年齢や障がいの有無、性別、国籍などの違いを超えて誰もが互いに支え合いながら暮らせる地域社会づくりを目指すものです。

第2節 活動方針・重点目標

1 地域づくりのさらなる推進

- (1) 地域への関心を深め、住民の主体的参加を図ります。
- (2) 地区社会福祉協議会の基盤づくりを図ります。(担い手の発掘・育成と組織強化)
- (3) 全世代を対象にした福祉教育の推進を図ります。
- (4) 住民や地域に関わる専門職の資質向上を図ります。

2 連携の強化

- (1) 住民・地域と専門職との連携を図ります。
- (2) 分野(高齢、障がい、児童)を問わない専門職間の連携を図ります。
- (3) 地域(住民、学校、企業、団体等)と福祉施設の連携を図ります。

3 情報の提供と共有、相談機能の強化

- (1) 地域や生活を取り巻く状況や身近な地域の情報の提供を図ります。
- (2) 地域の課題や求め、必要なことをテーマとした研修・講座を実施します。
- (3) 住民の多様な生活相談を受け、解決に向けた取り組みを図ります。

第3節 黒部市地域福祉活動計画の体系図及び事業推進内容

事業・活動の推進については、黒部市地域福祉計画との連動性・整合性を保つため地域福祉計画（行政計画）で策定された「黒部市地域福祉計画の体系」を軸に具体的な事業を推進していきます。

また、事業の推進にあたっては、世帯・個人から市内全域とのつながりと事業の焦点を意識するため事業の範囲を5層の圏域として明確にして実施していきます。

○黒部市地域福祉活動・事業の展開圏域

第1層：黒部市全域を対象とした事業

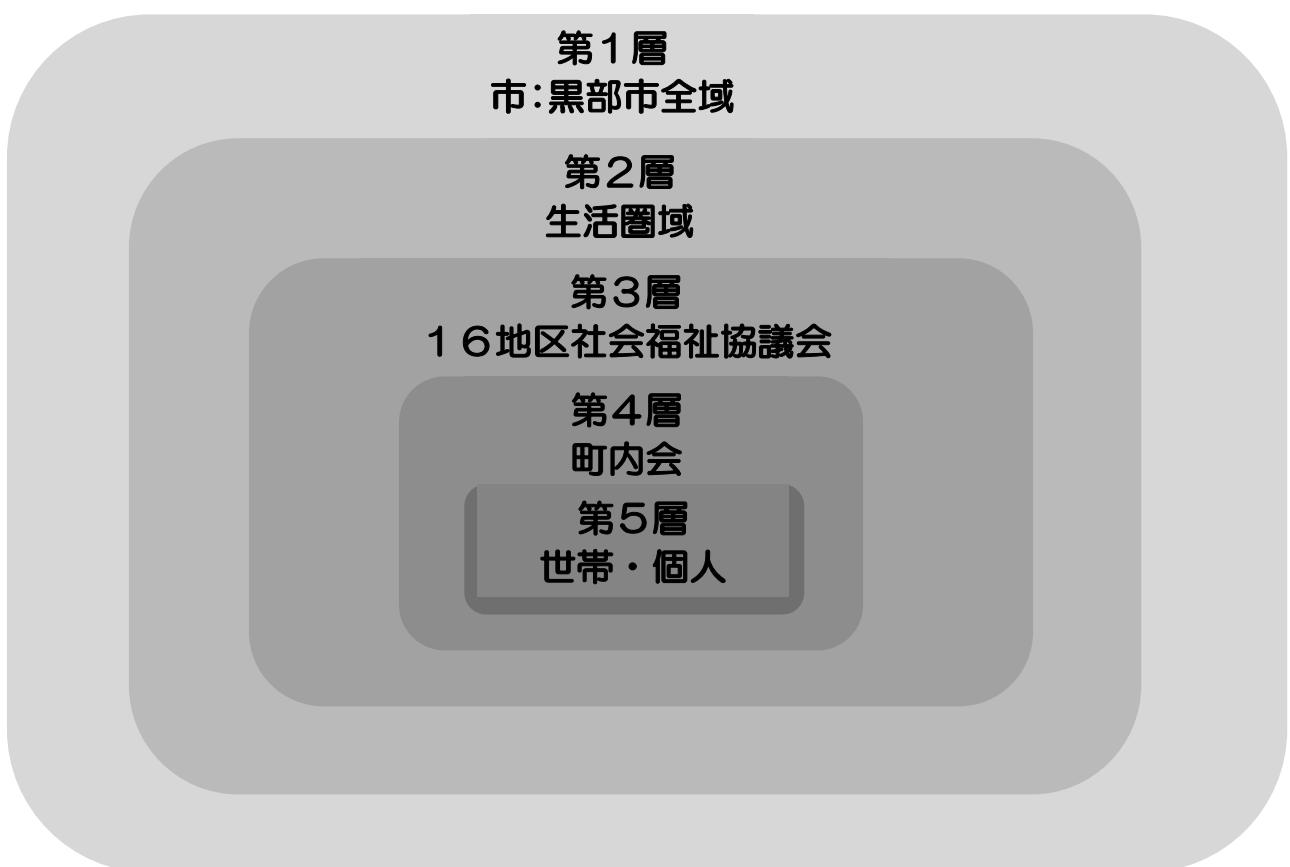
第2層：生活圏域を対象にした事業

第3層：16地区社会福祉協議会を対象とした事業

第4層：町内会を対象とした事業

第5層：世帯・個人

【圏域図】



1 黒部市地域福祉活動計画の体系図

1. 地域福祉環境の充実

		事業名	圏域	備考
(1)地域福祉を担う人材の育成・確保	①活動の中心となる人材の育成 ②民生委員児童委員活動への支援 ③専門的人材の育成・確保	・ボランティアセンター設置事業	市内全域	
		・民生委員児童委員協議会事務局	市内全域	
		・福祉団体への支援事業	市内全域	
(2)共生社会実現に向けた意識づくり・しくみづくり	①広報・啓発活動の推進 ②福祉教育の推進 ③高齢者や障害者、子育て家庭等への理解促進 ④地域における包括的なケアの充実	・広報紙発行事業 ・黒部市社会福祉大会開催事業	市内全域 市内全域	
		・児童・生徒ボランティア活動体験普及事業 ・福祉教育地域指定推進事業	市内全域 市内全域	
(3)福祉サービスの適切な利用の推進	①福祉サービス利用の情報提供 ②総合相談体制の充実 ③きめ細かな福祉サービスの充実 ④権利擁護の推進	・居宅訪問介護事業 ・ファミリーサービス ・生活管理指導派遣事業 ・指定障害福祉サービス事業 ・日常生活用具貸出事業 ・元気はつらつ体操教室 ・地域ケア会議(新) ・地域包括支援センター事業(新)	市内全域 市内全域 市内全域 市内全域 市内全域 市内全域 市内全域 市内全域 生活圏域	
		・居宅介護支援事業	市内全域	
		・総合相談センター事業	市内全域	
		・ヤンバイ映画事業 ・黒部市福祉センター運営事業	地区 市内全域	
		・日常生活自立支援事業	世帯・個人	

2. 地域福祉推進体制の強化

(4) 地域の安全安心に向けた活動の促進

- ①ケアネット型事業の推進
- ②災害時要援護者支援体制の整備
- ③みまもり員事業の推進
- ④生活困窮者への支援

事業名	圏域	備考
・ふれあいコミュニティーケアネット21事業	地区	
・災害時要援護者地図情報	市内全域	
・みまもり員制度 ・見守りネットワーク事業 ・見守り活動実践者研修会(新)	地区 地区 市内全域	
・生活福祉資金貸付事業	世帯・個人	
・ふれあい事業 ・介護予防入門教室	地区 地区	
・地区社会福祉協議会活動推進事業 ・住民座談会(新)	地区 地区	

3. ボランティア活動の推進

(5) 社会福祉協議会等の活動支援

- ①社会福祉協議会活動の充実
- ②地区社会福祉協議会活動の推進

事業名	圏域	備考
・ボランティアセンター運営事業	市内全域	
・ボランティア活性化事業 ・ボランティア体験事業 ・ボランティア連絡会ネットワーク事業 ・ボランティアイベント開催事業	市内全域 市内全域 市内全域 市内全域	
・あつたか雪募金事業	市内全域	

2 事業推進内容

1. 地域福祉環境の充実

- (1) 地域福祉を担う人材の育成・確保**
- (2) 共生社会実現に向けた意識づくり**
- (3) 福祉サービスの適切な利用促進**

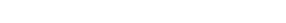
業名	1- (1) -① ボランティアセンター設置事業	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	地域ボランティアセンターの機能を活かし、ボランティア普及活動を行う				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・各地区1名ずつ配置 ・ボランティアセンター情報交換会の開催 ・ボランティアセンター事業への参加協力	事 業 目 標 (達成基準)	・地域住民への周知 ・ボランティアセンターの資質向上 ・市社協、地区社協との連携	→	→	→
		・研修会への参加促進 ・情報交換会の開催 ・イベントでの周知活動 ・地域、学校との連携	→	→	→
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み				
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	地区社協、ボランティア、ボランティア団体、地域住民			

業名	1- (1) -② 民生委員児童委員協議会事務局	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	主体的かつ円滑な民生委員活動のための補助				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・定数を満たしており、全地区に担当委員・主任児童委員がいる。 ・市や社協との連携がなされ、みまもり体制を築けている。 ・行事要員や調査役としての活動量が多い。そのため、地区ごとの課題に応じた主体的な取り組みまで手が回らない地区が多い。 ・高齢者分野が中心となり、児童委員としての活動・取り組みが少ない。 ・担い手の掘り起しが必要である。 ・改選時の引き継ぎにおいて、地区や人によってばらつきがあり、情報量が少なく困る委員が多い。	事 業 目 標 (達成基準)				
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み				
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	市社協、地区社協、黒部市			

業名	1－(1)－③ 福祉団体への支援事業	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	黒部市内の各種福祉団体同士のネットワークづくり、団体運営の補助（団体事務局）や運営補助金の交付				
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）	
1. 黒部市内福祉団体 13 団体へ運営補助金 ※内訳別紙 2. 社会福祉協議会事務局運営 ・黒部護国神社奉賛会 ・黒部市遺族会 ・黒部市傷痍軍人会/妻の会 3. 黒部市内ボランティア団体連絡会 市内ボランティア 60 団体対象に年2回 4. 伝えるコツセミナー、スキルアップ講座の開催	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体、ボランティアグループ、NPO 等への助成見直し。 ・団体の会員数増や活動の PR 力をアップするための人材育成と団体運営基盤の強化。 ・団体同士のネットワークづくりを強化し連携や協働を促す。 		継続	
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体の事業活動資金として共同募金を活用するように促していく。 ・団体の運営基盤についてのマネジメントや人材育成の講座を企画していく。(拡充) ・社協（ボランティアセンター）が中心となりネットワーク化を推進し連携、協働の強化を行う。(拡充) 		継続 団体の解散、統合の検討、支援	
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	黒部市共同募金委員会、福祉関係団体			

事業名	1－(2)－① 広報紙発行事業	主な財源	自主	圏域	第1層 市全域
事業概要	毎月機関誌として福祉情報を提供する				
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）	
・年 12 回（毎月 1 日発行） ・市報折込により全戸配布 (15,000 部発行)	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・多分野の福祉・ボランティア情報の提供 ・職員をはじめとする関係者の広報に関する資質の向上 ・広報に関するニーズ把握と現状分析 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民や多分野の福祉・ボランティア関係者から市社協への情報提供 ・全世代への情報提供 ・ニーズ分析と課題解決に対する取り組み 	
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・多分野の福祉・ボランティア関係者との連携、情報収集 ・広報会議の定期的な開催 ・広報に関する知識や技術などの資質向上研修の開催 ・閲読率調査の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアが取材協力する体制づくり ・広報委員会の定期的な開催 ・配布場所の見直し ・調査結果の分析とそれに基づく見直し 	
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	福祉・ボランティア関係者、行政、学校、企業、広報に携わる有識者			

業名	1－(2)－①黒部市社会福祉大会開催事業		主な財源	共同募金	圏域	第1層 市全域
事業概要	黒部市内の社会福祉への貢献者へ表彰、大会決議などを行い福祉の意識高揚を図る。					
現 状		1・2年目(平成26・27年)		3～5年目(平成28～30年)		
市社協では、年に1回黒部市社会福祉大会を開催している。内容は、表彰式、感謝状授与などのなど式典の他、大会決議などを行っている。また、福祉の意識を高めるための講演会や映画上映会を開催している。 近年は、地区や関係団体への動員などは行わず、幅広い対象者に参加呼びかけを行っている。 講演会や映画上映会などのアトラクションは、内容により参加者の関心度が違い来場者数に開きがある。 平成23年度より、黒部市共同募金委員会表彰も市独自で行っている。	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数500名 ・一般市民の参加者割合を高める。 ・アトラクションのテーマを定める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・来場者600名 ・地区社協活動、ボランティア活動発表の場をつくる。 ・大会決議の在り方を検討 		
	事業推進(目標達成)のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民にも関心のある講演会などのアトラクションを選定する。 ・参加しやすい日程を設定する。 ・参加呼びかけの広報活動を強化する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協や地域の取り組み紹介、ボランティア団体の発表の場をつくる。展示ブース、出店ブースなど。 ・大会決議の在り方について市外で行われている福祉大会を視察、内容について協議する場をつくる。 		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源(事業・組織・職種等)	黒部市共同募金委員会、黒部善意銀行、地区社会福祉協議会、福祉関係団体				

業名	1－(2)－②児童・生徒ボランティア活動体験普及事業		主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	市内学校を対象にボランティア活動普及活動を行う					
現 状		1・2年目(平成26・27年)		3～5年目(平成28～30年)		
・黒部市内推進校へ助成 (11小学校、4中学校、1高等学校、1特別支援学校)	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内学校との連携強化 ・各学校の情報発信 		 		
	事業推進(目標達成)のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催 ・学校のイベントや行事へ参加し、福祉教育に関するプログラムの提供 ・各学校ボランティア担当者の意識向上 		  		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源(事業・組織・職種等)	市、ボランティア、ボランティア団体、学校				

業名	1-(2)-② 福祉教育地域指定推進事業		主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域				
事業概要	市内福祉教育への推進									
現 状		事 業 目 標 (達成基準)	1・2年目(平成26・27年)		3~5年目(平成28~30年)					
			<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育研究会の開催 ・依頼のあった学校に対して福祉体験講座の開催 		<ul style="list-style-type: none"> → → 					
			<ul style="list-style-type: none"> ・社協としてできるボランティア活動、福祉教育の提供、充実を図る ・福祉教育研究会の開催 ・社協と市内学校の情報共有・連携体制の強化 		<ul style="list-style-type: none"> → → → 					
事業推進(目標達成)のための具体的な取り組み			市、ボランティア、ボランティアグループ、地区社協、学校							
取り組みに必要な連携・協働する社会資源(事業・組織・職種等)										

事業名	1-(2)-④ 居宅訪問介護事業		主な財源	保険収入	圏域	第1層 市全域				
事業概要	介護保険給付対象サービスとして利用者の居宅にホームヘルパーを派遣し、利用者に対して身体介護、生活援助その他の日常生活上の支援を行う。									
現 状		事 業 目 標 (達成基準)	1・2年目(平成26・27年)		3~5年目(平成28~30年)					
			<ul style="list-style-type: none"> (利用対象者) <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の該当者 (サービス内容) <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護(排泄、入浴、食事などの介助) ・生活援助(調理、洗濯、掃除、買い物など日常生活上の支援) (稼働時間) <ul style="list-style-type: none"> ・年中無休である。 ・営業時間は午前6時から午後10時まで ・サービス提供時間帯の要望がAM8時前後、PM5時前後に集中する。 (人員状況) <ul style="list-style-type: none"> 需要はあるが、人員が不足している。(特に朝、夕に稼働可能なスタッフ不足が) 		<ul style="list-style-type: none"> → → 					
			<ul style="list-style-type: none"> ・市内に競合相手となる民間の事業所が開設した。これまで以上にヘルパーの資質向上、人材の確保が重要である。 ・特に、早朝、夜間の依頼に対応できる人員の確保。 		<ul style="list-style-type: none"> → → 					
事業推進(目標達成)のための具体的な取り組み			<ul style="list-style-type: none"> ・登録ヘルパーの募集 ハローワーク、人材センターへの申し込み、福祉専門学校などへの求人申込の依頼 ・関係機関との連携を図る ・研修会、勉強会への積極的参加 ・内部研修の企画と実施 							
取り組みに必要な連携・協働する社会資源(事業・組織・職種等)			市、利用者、居宅介護支援事業、包括支援センター、日常生活自立支援事業、ケアネット事業 (ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、民生委員など)							

事業名	1－(2)－④ ファミリーサービス		主な財源	自主	圏域	第1層 市全域
事業概要	介護保険や公的サービスの対象にならない方等で日常生活に援助が必要な方に対して、ホームヘルパーを派遣する。					
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）			
(利用対象者) ・日常生活を営むために援助を必要とする世帯。 (サービス内容) ・生活援助、身体介護、通院介助、子育て支援などに関すること ・その他の利用者の日常生活に必要なサービス ・介護保険や公的サービスでは対応できない通院介助や入院中のサービスの依頼がある (人員状況) 登録ヘルパーの人員不足から、サービス利用の要望に対応に苦慮している。	事 業 目 標 (達成基準)	・多様なニーズに対応できるよう、ヘルパーの確保が必要である。 ・ヘルパーの質の向上 ・事業の周知	→ → →			
		・登録ヘルパーの募集 ・関係機関との連携 ・研修会、勉強会の積極的参加 ・パンフレットなどで周知を図る	→ → → →			
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み					
取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	利用者、居宅介護支援事業所、包括支援センター、日常生活支援事業、ケアネット事業、民生児童委員など					

事業名	1－(2)－④ 生活管理指導員派遣事業		主な財源	受託金	圏域	第1層 市全域
事業概要	日常生活に支援が必要な一人暮らしの高齢者に対し、ホームヘルパーを生活管理指導員として派遣し、高齢者が自立した生活を営むことができるよう支援および指導する。事業の実施主体は市である。					
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）			
(利用対象者) ・介護保険非該当でおおむね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 ・基本的に生活習慣が欠如し、対人関係が成立しないなど日常的に支援が必要な方 (サービス内容) ・生活管理指導員（ヘルパー）が利用者宅を訪問し、家事などの支援、指導や日常生活、健康管理への助言、指導を行う。利用回数は原則、週1回、1時間とする。 ・市からの決定通知により、ヘルパー派遣をする。	事 業 目 標 (達成基準)	・市からの利用決定通知によりヘルパー派遣を実施する。 ・登録ヘルパーの人材確保、育成	→ →			
		・登録ヘルパーの募集 ハローワーク、県人材センターへの申込、福祉専門学校などへの求人申込依頼 ・関係機関との連携 ・研修会、勉強会の積極的参加と内部研修の開催	→ → →			
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み					
取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	市（福祉課）、利用者、包括支援センター、日常生活自立支援事業、ケアネット事業、民生委員など					

業名	1-(2)-④ 指定障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護） 移動支援（個別支援型）	主な財源	保険収入	圏域	第1層 市全域
事業概要	障害者総合支援法に基づくサービスとして、障害者の居宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助その他の日常生活上の支援を行う。				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
(利用対象者) ・主：身体・知的・精神・障害児 (サービス内容) <u>居宅介護</u> ・身体介護（排泄、入浴、食事等の介助） ・生活援助（調理、洗濯、買い物等日常生活上の支援） <u>移動支援（個別支援型）</u> ・屋外での移動が困難な方に対して、通院や外出の支援を行う ・施設入所等で利用者が減少している。	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> 登録ヘルパーの確保 関係機関への事業周知 ヘルパーの資質向上 同行援護事業開始 	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルパーの人材募集 ハローワーク、人材センターへの人材申込み。福祉専門学校などへの申込み依頼。養成研修時の説明会実施を行う。 関係機関との連携強化、障害の理解促進を図る。 ・研修会、勉強会の積極的参加と内部研修の開催。 	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	市、利用者、相談支援事業所			

業名	1-(2)-④ 日常生活用具貸出事業	主な財源	自主	圏域	第1層 市全域
事業概要	黒部市内在住の方対象に日常生活の利便を図るためにベッド、車椅子等の貸出を行う。				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
保有台数（H25年度） ・ベッド 35台 ・車椅子 50台 ・歩行補助器 12台 ・ケアマット 6台 <u>貸出期間</u> 1回の貸出期間3年間 必要に応じて2年ごとに更新 <u>利用料</u> ・ベッド 10,000円 ・ケアマット 6,000円 ・車椅子、歩行補助器 無料 <u>貸出件数（H24年度）</u> ・ベッド 6件 ・車椅子 41件 ・歩行補助器 9件 ・貸出の問合せは多く需要はあるが、長期利用者が多く在庫切れで対応できていない。 ・用具の老朽化につき修繕が人用となり経費が発生する。	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化用具の修繕及び廃棄 事業内容等についての検討、見直し 新規貸出用具導入の検討 利用者状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 新規貸出用具導入の検討 利用者状況の把握 		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化用具の清掃、修繕を行い、安全に利用できるように図る。 貸出期間等を見直し貸出件数の増加に努める。 貸出1件ごとにメンテナンス料を徴収し、新規貸出用具の導入を図る。 貸出利用者状況の確認をし家族へのニーズ調査をする。 	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	利用者、家族、ケアマネージャー			

業名	1-(2)-④ 元気はつらつ体操教室	主な財源	委託	圏域	第1層 市全域
事業概要	運動機能の低下を予防するための健康体操・介護予防に関する知識の普及啓発・介護予防に資する活動育成				
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）	
・平成20年度より実施 ・曜日毎（火水木金）に4コースを設定、各コース月2～3コース実施、各コース60分 ・実施場所は主に福祉センター必要に応じ地域に出向いて行う ・曜日コースに限らず参加可能	事業目標 (達成基準)	介護予防に関する知識の普及啓発や地域における介護予防に資する活動			
		・振り込め詐欺など（生活全般）の情報提供 ・参加者と社協事業（総合相談など）へのつなぎ		→	
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み			→	
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	市・地域包括支援センター・地区社協			

業名	1-(2)-④ 地域ケア会議	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	個別の事例を関係している地域の多職種が集まり情報を出し合いながら支援活動を進める				
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）	
平成25年度より実施 随時振り返り会も開催	事業目標 (達成基準)	・多職種の連携強化と福祉教育 ・社協内の連携強化と職員研修 ・地区社協・民生委員・住民の意識づけと福祉教育 ・地区住民の困りごとの解決		・多職種の連携強化と福祉教育 ・社協内の連携強化と職員研修 ・地区社協・民生委員・住民の意識づけと福祉教育 ・地区住民の困りごとの解決	
		・多領域の職種を巻き込み、継続的な実施（月一回） ・事業を通じ、社協内の連携強化（オール社協） ・会議の進行、事例発表、記録の職員間での交替実施 ・地区社協や町内での実施		・多領域の職種を巻き込み、継続的な実施（月一回） ・事業を通じ、社協内の連携強化（オール社協） ・会議の進行、事例発表、記録の職員間での交替実施 ・地区社協や町内での実施	
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み				
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	市・地域包括支援センター・民生委員・地区社協・介護支援専門員等専門職			

業名	1-(2)-④ 地域包括支援センターの設置	主な財源	委託	圏域	第2層 生活圏域
事業概要	地域住民の保険・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う				
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）	
市内1か所しかないためよりきめ細かく対応するために複数化が望まれている	事業目標 (達成基準)	受託に向けた行政との調整			
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	立ち上げプロジェクトチームによる準備			
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	市・地域包括支援センター			

事業名	1-(3)-① 居宅支援事業	主な財源	介護保険収入	圏域	市全域
事業概要	要介護者、要支援者から介護保険サービスの利用に関する相談に応じ、連絡調整を行う				
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員(有資格者)常勤2名兼務1名要介護者、要支援者が自立した日常生活が送れるよう本人、家族の相談に応じ支援をしている。 ・要介護認定申請受付、代行する。 ・居宅サービス計画、介護予防援助計画の作成する ・サービス計画に基づいたサービス提供の調整、管理する。 ・介護サービスに関する苦情や疑問に 対応する。 ・住宅改修に関する相談、助言、申請代行する。 ・利用担当件数は入院、入所にて利用中止等で利用減にはなるが、新規担当者依頼増にて利用担当件数に多少変動あるが、利用担当件数はほぼ推移している。 	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者に自立した日常生活が送れるよう心身の状況に応じた適切な福祉サービスの連絡調整、支援、情報提供する ・要介護者に信頼される専門職としての資質向上に努める。 		<p>→</p> <p>→</p>	
	事業推進（目標達成）の具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・他サービス専門職との連携を強化し、情報交換 ・専門職として資質向上のための研修会参加 ・多様化する福祉サービスが提供できるよう に社会資源を情報収集し活用する 		<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	市、地域包括支援センター、各介護サービス事業者、ケアネット活動、見守りネットワーク、民生委員			

業名	1-(3)-② 総合相談センター事業	主な財源	補助金	圏域	市全域
事業概要	住民に身近な、一元化された相談窓口の実現				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・心配ごと相談を月2回（福祉センター、中央公民館各1回）行っているが、1回当りの平均相談者数は1名以下である。 ・数年前まで宇奈月は各公民館を循環しており、中央公民館に固定となってから「遠くて相談に行けない」といった声もきく。	事 業 目 標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごとの相談窓口に関するニーズを把握する 住民にとってより利用のしやすい相談窓口の実現に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の見直しを行う 		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 相談者や地区のニーズを把握する。 地区巡回の可能性や地区で受ける相談との連携・連動の方法も含めて相談窓口の体制を検討する。 各種相談機関の把握に努め、相談員としての知識の幅を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者数や相談者の声などを整理するとともに、各地区でのニーズに合った相談体制がとれているかを見直す。 		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	地区社協、黒部市、県社協			

業名	1-(3)-③ ヤンバイ映画事業	主な財源	共同募金	圏域	第3層 地区社協
事業概要	高齢者等の閉じこもり予防や介護予防、生きがい、地域との交流を目的として、定期的に各地区を巡回して映画上映を行う。				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・来場者同士で日頃の話をしたり、知人の安否を確認したりと、見守りの場になっている。 ・映画上映を楽しみにしておられる方や、各地区的上映会に訪れる常連の方がいる。 ・地区によって来場者数に差が出る。 ・男性の来場者が少ない。	事 業 目 標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> 映画上映会を通じて、住民のニーズを把握し、地域にあった生きがいづくりにつなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・映画上映会を通じて、住民のニーズを把握し、地域にあった生きがいづくりにつなげる。 		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業やふれあいランチ、介護予防教室、シルバー談話室等とも合わせて上映会を行う。 ・来場者との関わりの中で、住民のニーズを把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業やふれあいランチ、介護予防教室、シルバー談話室等とも合わせて上映会を行う。 ・来場者との関わりの中で、住民のニーズを把握する。 		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	地区社協、ボランティア部会、老人会			

業名	1－(3)－③ 黒部市福祉センター運営事業		主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域		
事業概要	高齢者や市民一般、心身障害者等の健康増進と市民福祉の向上に寄与する							
現 状		事 業 目 標 (達成基準)	1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）			
			<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センター入館者数が減少 ・施設内が老朽化してきている（特に入浴設備関係） ・入館者はほぼ60歳以上 			→ → →		
			<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センターの情報提供 ・高齢者ニーズと目的に合った運営の検討 ・次世代を対象に、福祉センターのアプローチ 			→ → →		
事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み			地域住民、老人会、企業、地区社協					
取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）								

業名	1－(3)－④ 日常生活自立支援事業		主な財源	補助金	圏域	第5層 世帯・個人		
事業概要	判断能力が十分でない方に対し福祉サービスの利用に関する情報提供や相談手続き、日常金銭管理・保管							
現 状		事 業 目 標 (達成基準)	1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）			
			<ul style="list-style-type: none"> ・市内の相談から契約までを専門員が実施（H24.10から） ・高齢者や障害者の地域移行に伴い対象者は増加傾向 ・契約者8件（H25.9） 1件（H25.9） 			・関係機関への周知 ・契約件数の増 ・生活支援員の増員		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ把握・対象者掘り起し ・対象者に対する権利擁護 ・契約件数の増 ・生活支援員の増員 			→ → → →		
事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への周知 ・黒部版パンフレット作成 ・住民向けの事業説明会の開催 ・専門職への事業説明会の開催 ・地域ケア会議の開催 ・生活支援員研修会 <p>H26 13件 H27 18件</p>					
取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）			<p style="text-align: right;">→ → → →</p> <p>・H26 13件 ・H27 18件</p> <p>市・地域包括支援センター・民生委員・地区社協・介護支援専門員</p>					

2. 地域福祉推進体制の強化

(4) 地域の安全安心に向けた活動の促進

(5) 社会福祉協議会等の活動支援

業名	2-(4)-① ふれあいコミュニティケアネット21事業		主な財源	補助金	圏域	第3層 地区社協
事業概要	地域福祉活動への住民の主体的参加					
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）		
<ul style="list-style-type: none"> ・全地区で実施している。 ・定期的にチーム員が集まり、情報交換や研修会を行う地区がある。 ・民生委員や公民館主事、ケアマネージャーから連絡が入り、必要に応じてケース会議を行う。 ・「何かあったときに責任を負いたくない」と言い、活動に消極的な町内会もある。 	事業目標 (達成基準) 事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の個別ニーズの把握 ・要支援者、世帯とともに地域住民、専門職が一緒になって課題解決を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援から地域支援へつなげる。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・みまもりネットワーク事業、みまもり員制度、ケアネット活動を整理し、住民向けのパンフレットを作成する。 ・市内のボランティアグループに個別支援への関わりについての説明を行う。 ・精神障害者、知的障害者、児童への支援も広げていく。 ・地区に出向き、ケアネット活動研修会を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討会を行い、住民と専門職と共に情報共有を図り、支援計画の見直しを行う。 ・ボランティアグループの協力を得ながら、地域住民の理解者・協力者を増やす。 		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員児童委員、町内会、自治振興会、地区社協、市役所福祉課、ボランティア部会				

業名	2-(4)-② 災害時要援護者地図情報		主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	台帳に登録された要援護者の日頃からの見守り、災害時における安否確認の支援を地域で行う。					
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアネットや見守りの新規対象者の自宅や事業者から入ってきた情報の家、それらの周辺を把握することができる。 ・要見守り者の自宅の位置を地図で確認することができ、必要な情報を活用している。 ・民生委員からの要望があった時に名簿や地図を出している。 	事業目標 (達成基準) 事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地図情報を活かした取組みができるように体制づくりを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時や災害の恐れがある時に、要支援者を地域で支える仕組みを住民と共に築いていく。 ・地域の助け合いによって、災害時の被害を減らす。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に市と情報共有する。 ・緊急時の搬送や災害時の支援がスムーズに行えるように消防へ協力を依頼し、情報共有、連絡体制の確認を行う。 ・災害時に誰がどの要支援者を支えるのか住民も参加しながら確認できる場を設ける。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市、消防と情報共有を図る。 ・災害時に誰がどの要支援者を支えるのか住民も参加しながら確認できる場を設ける。 ・関係者で確認した地図情報をもとに、災害救援ボランティア活動支援研修や防災訓練等の災害関係の事業で活用する。 		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	民生委員、市役所福祉課、地区社協、消防				

業名	2-(4)-③ みまもり員制度	主な財源	補助金	圏域	第3層 地区社協
事業概要	支援を必要とする方（要みまもり者）に「みまもり員」2名を配置し、日常生活の中で見守りを行う。				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・要みまもり対象者は全市民。 ・民生委員が主に対象者の把握に努めている。 ・ケアネット事業に繋げるための予備軍の位置づけにある。 ・みまもり員の選定が困難。（みまもり員の高齢化のため） ・情報の共有化ができない。 ・民生委員の負担になっている。 ・年1回みまもり感謝の集いを開催している。	事 業 目 標 (達成基準)	・民生委員の負担の軽減。 ・みまもり員制度書類の変更。 ・地域での要みまもり者・要援護者情報の共有を図る。	・見守りの共有化。 ・見守りから地域づくりへ。 →		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	・ケアネット活動、みまもり員制度、見守りネットワーク事業の整理をする。 ・みまもり員制度書類の変更（申請～登録の変更の説明） ・民生委員、地区社協、地区公民館と「みまもり台帳」、「災害時要援護者名簿」の情報の共有を図る。 ・「みまもり感謝の集い」を形を変えて開催する。→ 研修会	・見守り関係者の研修会を開く。 ・地区社協に要みまもり者・みまもり員の選定に協力をいただく。 → ・民生委員・地区社協と地域の情報共有を図る。 →		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	民生委員、地区社協、自治振興会、町内会、みまもり員			

業名	2-(4)-③ 見守りネットワーク事業	主な財源	補助金	圏域	第3層 地区社協
事業概要	仕事などで地域を訪れている関係者などが、日常業務の中で見守り活動を行い異常時の連携を図る。				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・見守り活動は全市で行っている。 ・黒部地域と宇奈月地域の意識の違いがある。 ・黒部地区のライフラインの方による見守りの協力がない。 ・事業の周知不足。 ・見守りヘネットワーク協力者・関係者の認識が薄い。	事 業 目 標 (達成基準)	・ネットワーク協力者の拡大。→ ・見守りヘネットワーク事業内容の周知。 ・見守りヘネットワーク協力者・関係者の認識を高める。	・引き続き協力者を拡大していく。 ・市民への事業の周知。		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	・ライフライン・団体・企業・個人などに声をかけ、ネットワーク協力者を増やす。 ・見守り関係者の研修会を開催。	・引き続き声をかけていく。 →		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	現在の見守りネットワーク協力者・関係者、専門職（ケアマネージャー・ヘルパー）			

業名	2-(4)-③ 見守り活動実践者研修会		主な財源	助成金	圏域	第1層 市全域		
事業概要	地域の見守り・支え合い活動を行っている関係者を一同に介して研修会を行う。							
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）				
・平成25年度参加者 約180名 ①見守りネットワーク関係者 ②みまもり員 ③ケアネット活動関係者 ④地域の見守りに関係のある方	事業目標 (達成基準)	・見守り関係者や地域の関わりのある方（専門職など）が、見守り・支え合いの意識の共有を図る。			・地域住民の意識改革。			
		・年1回は見守り関係者の他に専門職を交えた研修会の開催。			・一般住民も対象とした、福祉教育を視点とした研修会の開催。			
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み							
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	行政、民生委員、地区社協、自治振興会、町内会、福祉関係機関、各種ボランティア、						

業名	2-(4)-④ 生活福祉資金貸付事業		主な財源	補助金	圏域	第5層 世帯・個人		
事業概要	世帯状況と必要に応じた資金の貸し付けに併せた、継続的な相談支援により、借受人の自立更生を目指す。							
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）				
・申請時の担当職員と後任職員の情報共有がスムーズでない。 ・滞納者への償還指導、あわせての生活相談に ・一時的事情を有する低所得者に対して、生活福祉資金では貸付対象とならないケースがある。	事業目標 (達成基準)	・情報共有の体制をつくる ・生活困窮者へ対する支援体制の強化			→			
		・生活状況だけではなく、借受人の人相や特徴、雰囲気などがわかるような記録の書き方・様式等の検討。 ・生活福祉資金貸付の制度から漏れるケースにおける、独自貸付体制の検討。			・貸付体制・滞納者に対して行った償還指導・生活相談の見直し。			
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み							
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	地区社協、黒部市、県社協						

業名	2-(5)-① ふれあい事業	主な財源	助成金	圏域	第3層 地区社協
事業概要	誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める。				
現 状		1・2年目(平成26・27年)	3~5年目(平成28~30年)		
<p>・選択事業として下記4事業がある。 ①小地域シルバー談話室設置事業 ②ふれあいランチ事業 ③男性の料理教室事業 ④テーマ別選択事業</p> <p>・黒部地域と宇奈月地域の温度差がある。</p> <p>・事業に参加する人は殆んど決まっている。</p> <p>・男性の料理教室以外の事業は男性の参加が少ない。</p> <p>・共同募金の助成を受けていることのPR不足。</p>	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のニーズ把握。 ・小地域での事業開催。 ・各事業の実施状況及び参加者の把握。 ・参加しやすい事業の展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のニーズに合った事業かを再検討する。 ・住民参加型の活動を展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協を拠点とした、地域の実情や住民ニーズに添った事業を創出。 	
	事業推進(目標達成)のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・参加できない、しない方のニーズ把握をする。 ・市社協は事業に対してのアドバイスを行う。 ・小地域での事業開催。 ・地区社協や市社協の情報誌などで事業のPRをする。 			
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源(事業・組織・職種等)	行政、民生委員、地区社協、自治振興会、町内会、福祉関係機関、地域ボランティア			

業名	2-(5)-① 介護予防入門教室	主な財源	助成金	圏域	第3層 地区社協
事業概要	地域の高齢者が介護予防等について知識を深め生き生きとした生活を送る。				
現 状		1・2年目(平成26・27年)	3~5年目(平成28~30年)		
<p>・地区的選択事業でH25年度は、浦山地区社協以外15地区で開催。 <u>1地区 85,000円</u></p> <p>・黒部地域と宇奈月地域の意識の違い。</p> <p>・事業に参加する人は殆んど決まっている。</p>	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のニーズ把握。 ・実施状況及び参加者の把握。 ・参加しやすい事業の展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のニーズに合った事業かを再検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協を拠点とした、地域の実情や住民ニーズに添った事業を創出。 	
	事業推進(目標達成)のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・参加できない、しない方のニーズ調査・把握をする。 ・小地域での事業開催。 ・市社協は事業に対してのアドバイスを行う。 ・地域で求められている課題に対しての研修会などの開催。 <p>例:地域で暮らす認知症の高齢者精神障がい者などの対応について</p>			
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源(事業・組織・職種等)	行政、民生委員、地区社協、自治振興会、町内会、福祉関係機関、地域ボランティア			

業名	2-(5)-② 地区社協活動推進事業	主な財源	助成金	圏域	第3層 地区社協
事業概要	誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める。				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会は全地区に設置。 ・助成費は地域の世帯数で案分され、助成されている。 ・活動は地区により温度差がある。 ・黒部地域と宇奈月地域の地区体制の違い。（特に社協担当者の位置づけの違い） 	事 業 目 標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のニーズ把握。 ・地区社協担当者の意識の統一。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意識改革。 ・住民参加型の地域活動を展開。 ・地域住民のニーズに添った活動であるかを再検討する。 		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協担当者が交流を図りながら行える情報交換会の場をつくる。 ・市社協が地区社協との仲介役となり情報の提供をする。 			
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	行政、民生委員、地区社協、自治振興会、町内会、福祉関係機関、地域ボランティア			

業名	2-(5)-② 住民座談会	主な財源	補助金	圏域	第3層 地区社協
事業概要	市内全地区に職員が出向き、直接住民との座談を通して生活での困りごとをとらえる。				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
<p>平成25年度に住民座談会を開催したことで、継続的に地区に出向き、フォローしていく必要性があることがわかった。</p>	事 業 目 標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活課題を把握し、ニーズに合った事業の展開 ・関係機関との連携強化 ・司会進行の技術向上 	   		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回は各地区での住民座談会を開催。 ・幅広い分野への参加呼びかけ（障害者・児童・青年など） ・市、包括支援センター、地域の専門職への参加呼びかけ。 ・職員の役割交替 			
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	・市・地域包括支援センター・民生委員・地区社協 ・障害者、児童、青年等各種団体			

3. ボランティア活動の推進

(6) 地域の安全安心に向けた活動の促進

(7) 社会福祉協議会等の活動支援

業名	3-（6）-① ボランティアセンター運営事業	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	地域住民のボランティア活動に関する理解を深め、活動拠点の設置により地域福祉の推進に努める。				
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）	
・ボランティアセンター運営委員会の開催 ・ボランティアセンター機能の充実が図れていない	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの資質向上 ・情報提供の充実 ・ボランティアセンター機能の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> → → → 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア運営委員会の機能を見直す ・ボランティアコーディネーターの資質向上のため、研修会等の参加 ・ホームページ、広報誌等を活用し、ボランティア情報発信の強化 		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア運営委員会の機能強化、充実 → → 	
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	地区社協、地域住民、ボランティア、ボランティアグループ、企業			

業名	3-（7）-① ボランティア活性化事業	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	ボランティア活動に関するニーズ調査及び社会資源の確保と活用				
現 状		1・2年目（平成26・27年）		3～5年目（平成28～30年）	
・地域課題やニーズに即したボランティア講座が実践できていない	事業目標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題やニーズの調査 ・地区社協との連携・情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> → → 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題やニーズに即した講座や研修会の開催 ・地区社協との連携強化 ・ボランティア団体を養成し、地域への活動につなげる ・把握した課題を地区社協や関係機関と連携し、解決に努める 		<ul style="list-style-type: none"> → → → → 	
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	地区社協、地域住民、ボランティア、ボランティアグループ、企業			

業名	3-（7）-① ボランティア体験事業	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	幅広い世代の方々に興味のある分野のボランティア活動を体験してもらう講座を開催				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・ボランティア活動体験の提供不足 ・ボランティア活動登録者数は増加傾向 ・体験活動参加者の世代層に偏りがある	事 業 目 標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代のボランティア活動者の育成 ・ボランティア活動体験メニューの充実 	→ →		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア情報提供の強化 ・研修会等への参加を促す ・自発的にボランティア活動を実践できる人材の育成 ・ボランティア活動体験メニューの企画・調査、ボランティア団体との連携 	→ → → →		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	ボランティアグループ、地区社協、地域住民、学校、企業			

業名	3-（7）-① ボランティア連絡会・ネットワーク事業	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	ボランティア活動者や関係団体との連絡調整や相談助言や情報交換				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・年2回のボランティア連絡会の開催 ・地区ボランティア部会長との連絡会議を開催 ・ボランティア団体相互の情報交換・交流を連絡会、イベントを通じて開催	事 業 目 標 (達成基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とボランティアセンター、ボランティア団体とのネットワークを強化 	→		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体の活動を地域につなげていく体制・機能づくりの強化 ・市民への啓発、広報活動を強化 	→ →		
	取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	地区社協、地域住民、ボランティア、ボランティアグループ、企業			

業名	3-（7）-① ボランティアイベント開催事業	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	ボランティアイベントを開催し、今後のボランティア活動への興味・関心、意識を高めていく				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・一般市民のイベント参加者数が少ない ・地域住民と多数のボランティア団体が交流するイベント	事 業 目 標 (達成基準)	・現在のニーズに合ったボランティアイベントの開催。企画内容の検討 ・ボランティアや団体の交流・情報交換の促進	→ →		
		・ボランティア団体との情報交換会の開催 ・ニーズに合わせたボランティアイベントの取り組みや提案を行うなど、企画内容の検討。	→ →		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み				
		取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	ボランティア、ボランティアセンター、企業、学校、福祉施設、地域住民、ボランティア団体		

業名	3-（7）-③ あったか雪募金事業	主な財源	補助金	圏域	第1層 市全域
事業概要	高齢者等で雪害に悩む世帯への支援				
現 状		1・2年目（平成26・27年）	3～5年目（平成28～30年）		
・市内約110か所に「あったか雪募金」の設置 ・期間は1月1日～3月31日 ・積雪モデル地区との雪かきイベント開催 ・SNSを活用した広報PR	事 業 目 標 (達成基準)	・雪募金箱の設置個所を増やす ・即応性のあるボランティアネットワークづくり	→ →		
		・広報PRの強化 ・雪募金の仕組みを市民に伝える場づくり ・雪にまつわる体験イベントの取り組みや提案を行うなど、企画内容の検討。	→ → →		
	事業推進（目標達成）のための具体的な取り組み				
		取り組みに必要な連携・協働する社会資源（事業・組織・職種等）	ボランティア、ボランティアセンター、企業、地域住民、ボランティア団体		

第4節 地域福祉活動計画の進行管理

1 活動計画の公表と周知

活動計画を進めるためには、住民一人ひとりの参加と活動が必要です。また、住民の生活や福祉に関わるさまざまな関係機関・団体の理解と活動が重要になってきます。

多くの住民や関係機関・団体に広く周知するため、黒部市社会福祉協議会のホームページや広報、地域の総会合等の機会を通じ理解と活動につなげていきます。

2 活動計画の評価

黒部市社会福祉協議会の理事会・評議員会により活動計画の進行や評価を行うとともに、住民や外部の関係機関からの評価を受けるように努めます。

また、新たに発見された求めや課題、法・制度改革に対応し必要な見直しを行うなど柔軟に対応していきます。



第5章 地域福祉活動計画を推進する組織基盤の強化

第1節 黒部市社会福祉協議会の強化

1 使命

黒部市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、黒部市の地域福祉を推進する中核団体として「人々が互いに支え合い心豊かに安心してくらせるまちづくり」を推進する使命を達成するため、次の経営理念に基づき事業を展開します。

（1）地域づくりのさらなる推進

基盤強化から地域の自治力の向上を図ります。

（2）連携・協働の推進

連携・協働の基盤機能としての役割を担います。

（3）情報提供と相談機能の強化

情報収集力・発信力の強化、総合相談の窓口となります。

（4）社協活動の強化、充実

時代背景やニーズにあった活動、先駆的な取り組みを行います。

2 組織体制

理事会・評議員会の機能を高めるために、役員に対しての研修や情報提供を積極的に行い、市社協事業や法人の経営についての理解と参加を促し、参画の度合いを高める意識改革を図っていきます。

また、事務局体制について、事業や事務の効率化を図るとともに、常に組織体制を見直し、適正な人員配置と人材育成を行います。

3 財政運営

市社協の主な財源は、会費、寄付金、補助金、受託金、事業収入、民間助成金であり、地域福祉を継続的に推進していくためには、財政基盤の安定が必要不可欠であります。先駆的な取り組みに対し、民間財源（共同募金を含む）なども活用し、補助金以外の財源確保にも取り組みます。

4 職員の資質向上と職員体制

地域福祉を推進する職員は、個別課題や地域課題など多様な課題に対して解決を図るとき、住民と専門職、また関係機関とのつなぎ役（コーディネーター）としての役割が求められます。

第2節 共同募金会活動の強化

1 地域福祉推進の財源

地域福祉推進のためには、地域の活動の基盤となる財源も必要となってきます。共同募金は地域福祉推進の財源として、じぶんのまちを良くしようとがんばっている団体を財源ベースで支える市民の寄付による財源です。

2 ボランティア・市民活動を支える役割

地域福祉活動の担い手は、従来の社会福祉法人や福祉団体に加えて、NPO法人やボランティア、市民団体などへの期待が高まっています。

先駆的に取り組む事業や、活動規模の小さな活動などにも柔軟に助成できるしくみは、ボランティア活動や市民活動を推進するための大きな力となります。

3 共同募金運動の見える化

黒部市共同募金委員会では、平成20年度より共同募金改革に取り組み、着実に募金額の増額が続いている。その背景には、助成先の活動が募金者に見えるようにする「ありがとう運動」や地域の行事への参加を積極的に行ってきましたことが共同募金への理解と協力につながったと考えています。

今後はより多くの活動へ助成を行い、その活動を募金者（住民、地域、企業）へ伝え、共感してもらえるようなしくみづくりを強化していきます。



資料編

1 黒部市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域の課題やニーズに対応した地域福祉活動を計画的に推進することを目的に、黒部市地域福祉活動計画（以下、「活動計画」という。）を策定するため、黒部市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、12人以内の委員で組織し、黒部市社会福祉協議会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は、活動計画策定までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に正副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任務)

第3条 委員会は、活動計画の策定に関し必要な事項について協議し、会長に報告するものとする。

- 2 委員長は策定委員会を代表し会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し委員長が議長となる。

- 2 委員会には必要に応じ、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第5条 委員会は、計画の策定に関する調査、研究、分析及び活動計画素案の作成を行うためのワーキングチームを設置することができる。

(事務局)

第6条 委員会及びワーキングチームの事務局は、黒部市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

2 第2次黒部市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	役職	氏名	選出区分
委員長	黒部市自治振興会連絡協議会	森能信也	自治組織
副委員長	社会福祉法人あいじ福祉会	岩井清美	子ども
委員	黒部青年会議所	三井陽一郎	青年
委員	黒部市老人クラブ連合会	木原和清	高齢福祉
委員	黒部市ボランティア部会協議会	村井圭子	ボランティア
委員	NPO 法人黒部まちづくり協議会	吉崎嗣憲	NPO・まちづくり
委員	社会福祉法人くろべ福祉会	永井 出	障害福祉
委員	くろべ女性団体連絡協議会	高野早苗	女性
委員	黒部市中学校長会 会長	熊野勝巳	児童・生徒
委員	黒部市役所 福祉課長	山本真也	行政
委員	黒部市民生委員児童委員協議会	斎藤和子	民生委員
委員	黒部市社会福祉協議会 理事	松原宗一	地域福祉

3 用語解説

この用語の解説は、本計画に使用している言葉のうち、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらい用語に解説をつけています。

《あ行》

NPO

Non Profit Organization の略で一般的には民間非営利組織と略され、営利追求を目的としない社会的な目的を持つ民間組織をいいます。社会福祉活動では、サービスの新たな供給主体として期待されています。

《か行》

居宅介護支援センター

福祉・介護の総合相談窓口です。ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者の心身の状況や環境、家族の希望などを踏まえた上でケアプラン（居宅介護支援サービス計画書）を作成し、要介護認定の申請代行を行います。

ケアネット活動

正式名称は、富山県地域総合福祉推進事業（ふれあいコミュニティ・ケアネット21）といいます。小地域（黒部市は16地区）を単位として、福祉課題を持つ世帯に対し地域の人ができる見守りや話し相手などの支援活動を通じて、住民の相互の支え合いをつくるとともに、医療・保健・福祉など生活を支える関係者ともネットワークを図ることで、だれもが安心して生活できる地域づくりを進めようとする活動です。

ケアマネジメント

サービス利用者の希望が満たされるように保健・医療・福祉サービスが総合的に提供できるようにするために行う連携・調整などの一連の活動をいいます。

協働

複数の個人や集団が対等性を基に、共通目的に対し役割分担を明確にし、共に力を合わせて活動することです。

コーディネーター

社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であり、その際に関係する施設、機関、団体の人たちと連携し、全体の調整を行う者のことです。

コミュニティ

居住地を同じくしている共同体のこと。通常、地域社会と訳されます。生産、風習習慣などにおいて結びついている人々の集まり（社会）であり、共通の価値観を所有していることが特徴です。

《さ行》

社会福祉協議会（社会福祉法 109条）

市町村社会福祉協議会は1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、（以下、省略）

- 1 社会福祉に関する活動への住民の参加のための企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法 107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する行動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪徳商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。

《た行》

地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関です。センターは、生活圏を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営します。

《な行》

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できるかぎり地域で自立した生活が送れるよう社会福祉協議会が本人との契約により、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うものです。

《は行》

ファミリーサポートセンター

仕事と育児の両立を支援するために援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織です。

シルバー談話室

高齢者が、気軽に、無理なく、楽しく、それぞれの趣味や関心にあわせた活動を通じて楽しいひと時を過ごす仲間づくりの場をいいます。また、高齢者の閉じこもりや寝たきり予防にもつながります。

ボランティアコーディネーター

ボランティアセンターに設置され、ボランティア活動の受け手のニーズと担い手のニーズを調整する役割を担う職員をいいます。

ボランティアセンター

自らもボランティア活動をしながら、ボランティア活動に興味のある方に情報提供やアドバイスを行うボランティア活動を推進する人たちです。

《ま行》

みまもり員制度（黒部市社会福祉協議会独自事業）

要みまもり者には近所の方にみまもり員になってもらい、安否確認や日常生活の中で見守りを行う事業です。要みまもり者・みまもり員には、緊急連絡先を記入した「要みまもり者カード」を配布しています。

見守りネットワーク事業（黒部市社会福祉協議会独自事業）

事業者（新聞、郵便、電気、ガス等）が日常業務の中で異常を感じた時に社会福祉協議会や行政へ連絡し、主に民生委員を通じて安否を確認するネットワークです。

また、市内の子どもたちや企業、ボランティア等の協力で、一人暮らし高齢者へ定期的に「はがき」を出す「お便りネット」活動や地元のお店など日頃からお店を利用している高齢者などの行動等に不審を感じた場合に社会福祉協議会や行政へ連絡する「顔なじみネット」活動があります。

